第五百七十五条の六第三号中「すき間」を「隙間」に改め、同条第四号中「中さん」を「中桟」に改め、同号ただし書を削り、同条に次の三項を加える。

2　前項第四号の規定は、作業の性質上手すり等及び中桟等を設けることが著しく困難な場合又は作業の必要上臨時に手すり等又は中桟等を取り外す場合において、次の措置を講じたときは、適用しない。

一　安全帯を安全に取り付けるための設備等を設け、かつ、労働者に安全帯を使用させる措置又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。

二　前号の措置を講ずる箇所には、関係労働者以外の労働者を立ち入らせないこと。

3　事業者は、前項の規定により作業の必要上臨時に手すり等又は中桟等を取り外したときは、その必要がなくなつた後、直ちにこれらの設備を原状に復さなければならない。

4　労働者は、第二項の場合において、安全帯の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

第五百七十五条の八第一項中「中さん等の取りはずし」を「中桟等の取り外し」に改め、同条第二項第四号中「ゆるみ」を「緩み」に改め、同項第六号中「取りはずし」を「取り外し」に改め、同項第七号中「中さん等の取りはずし」を「中桟等の取り外し」に改める。

第六百五十五条第一項第二号中「又は」を「若しくは」に改め、「地震」の下に「又は足場の組立て、一部解体若しくは変更」を加え、同号ロ中「取付け部のゆるみ」を「取付部の緩み」に改め、同号ニ中「第五百六十三条第一項第三号イからハまでに掲げる設備の取りはずし」を「足場用墜落防止設備の取り外し」に改め、同号ホ中「取りはずし」を「取り外し」に改め、同号リ中「取付け部」を「取付部」に改める。

第六百五十五条の二第一項第二号中「又は」を「若しくは」に改め、「地震」の下に「又は作業構台の組立て、一部解体若しくは変更」を加え、同号ニ中「ゆるみ」を「緩み」に改め、同号ヘ中「取りはずし」を「取り外し」に改め、同号ト中「中さん等の取りはずし」を「中桟等の取り外し」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十七年七月一日から施行する。

（特別教育に関する経過措置）

第二条　事業者は、この省令の施行の際現にこの省令による改正後の労働安全衛生規則（次条において「新安衛則」という。）第三十六条第三十九号に掲げる業務に従事している者については、平成二十九年六月三十日までの間は、当該業務に関する労働安全衛生法第五十九条第三項の特別の教育を行うことを要しない。

（足場の作業床に関する経過措置）

第三条　はり間方向における建地の内法幅が六十四センチメートル未満の足場の作業床であつて、床材と腕木との緊結部が特定の位置に固定される構造のものについては、この省令の施行の際現に存する鋼管足場用の部材が用いられている場合に限り、新安衛則第五百六十三条第一項第二号ハの規定は、適用しない。

（罰則に関する経過措置）

第四条　この省令の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。